

廿日市市・宮島町 合併建設計画 [概要版]

Hatsukaichi * Miyajima



平成17(2005)年2月
廿日市市・宮島町合併協議会

contents

目次

I 建設の基本方針	1
1 まちづくりの基本理念	1
2 まちづくりの基本方針	3
3 土地利用及びゾーン別整備の方針	4
II 主要施策	6
1 国内外と交流するまちづくり	6
2 世界遺産と共生するまちづくり	7
3 快適で安心して暮らせるまちづくり	8
4 活力と豊かさを創造するまちづくり	8
III 公共施設の統合整備	9
IV 財政計画	9

計画の趣旨

本計画は、廿日市市と宮島町の合併に伴い、2市町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域の均衡ある発展を図るため、上位・関連計画との整合を図りながら、まちづくりの基本理念と宮島町地域におけるまちづくりの基本方針等を示し、これに基づく具体的な施策の方向を定めるものです。

計画の期間

本計画の期間は、平成17(2005)年度(合併の日)から平成27(2015)年度までの概ね10か年とします。



I 建設の基本方針

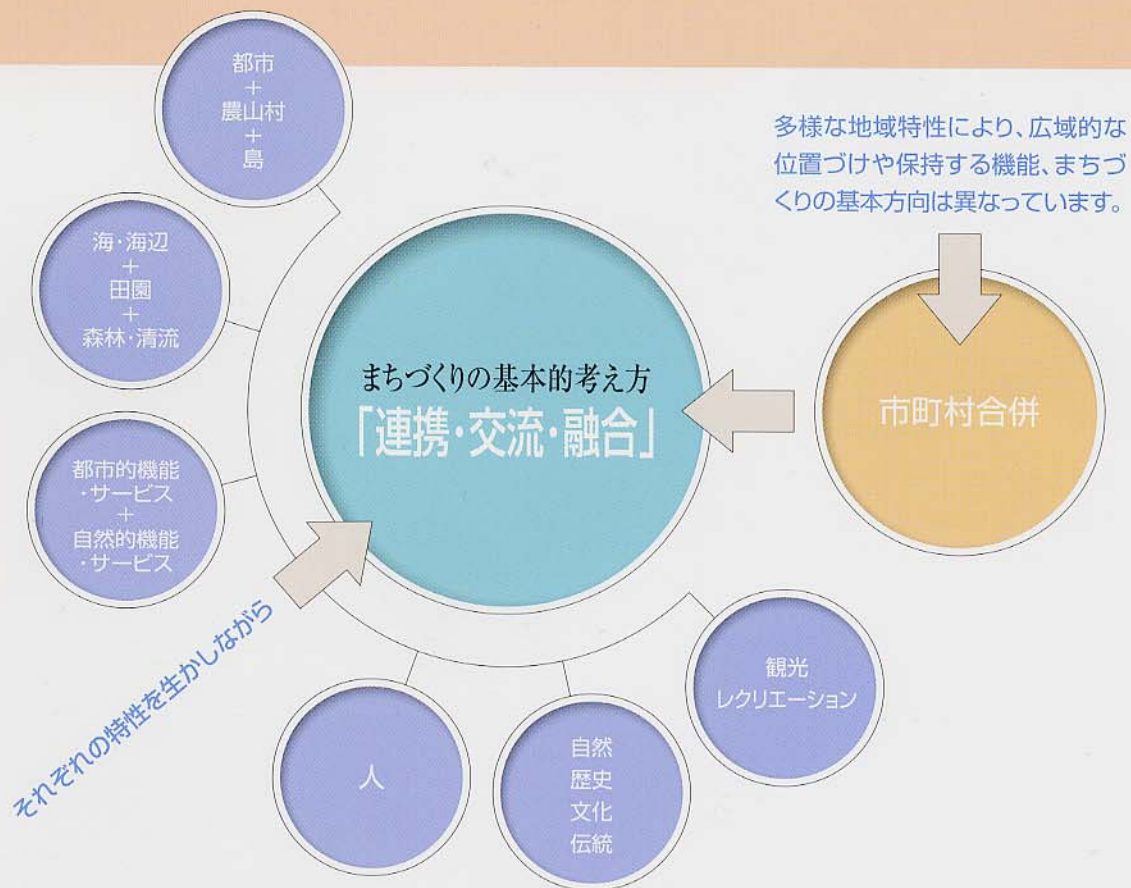
1 まちづくりの基本理念

(1) まちづくりの基本的考え方

廿日市市、宮島町の合併を契機として、新都市の建設に取り組んでいくためには、自然風土、土地利用、機能の役割など、それぞれに異なる2市町の特徴を生かしながら連携と交流による一体的なまちづくりを進め、それぞれの輝きをより高めるとともに、その融合によって新たな活力を創出し、成熟社会にふさわしい落ち着いた魅力ある地域社会としていくことが重要です。

2市町の合併による新都市の建設にあたっては、「連携・交流・融合」の理念をまちづくりの基本的考え方として一体的なまちづくりを推進するものとします。

■まちづくりの基本的考え方



(2) まちづくりの目標と宮島町地域の位置づけ

まちづくりの目標

廿日市市は、広島大都市地域に隣接するメリットを生かしながら、高次都市機能の強化によって拠点性を高め、広域的な役割を発揮していくとともに、将来に向けて発展していくための活力や質の高い市民生活を創造し、広島県西部の自立した拠点都市として、広域的な個性と魅力を高め、周辺地域との連携を図りながら、県全体の活性化に寄与していくことが期待されています。

こうした考え方にに基づき、まちづくりの目標として「広島県西部の拠点都市」を掲げます。



豊かな自然環境と優れた歴史・文化資源を有する宮島町地域は、広島圏域の観光振興を担う大きな柱の一つとして、周辺地域と連携し、その役割を担っていくことが求められています。

また、宮島町地域は、過疎化・高齢化が進行しており、生活の利便性・快適性の向上や地域の自立に向けた取り組みなどを進め、地域の活性化を目指した定住や交流を促進していくことが必要となっています。

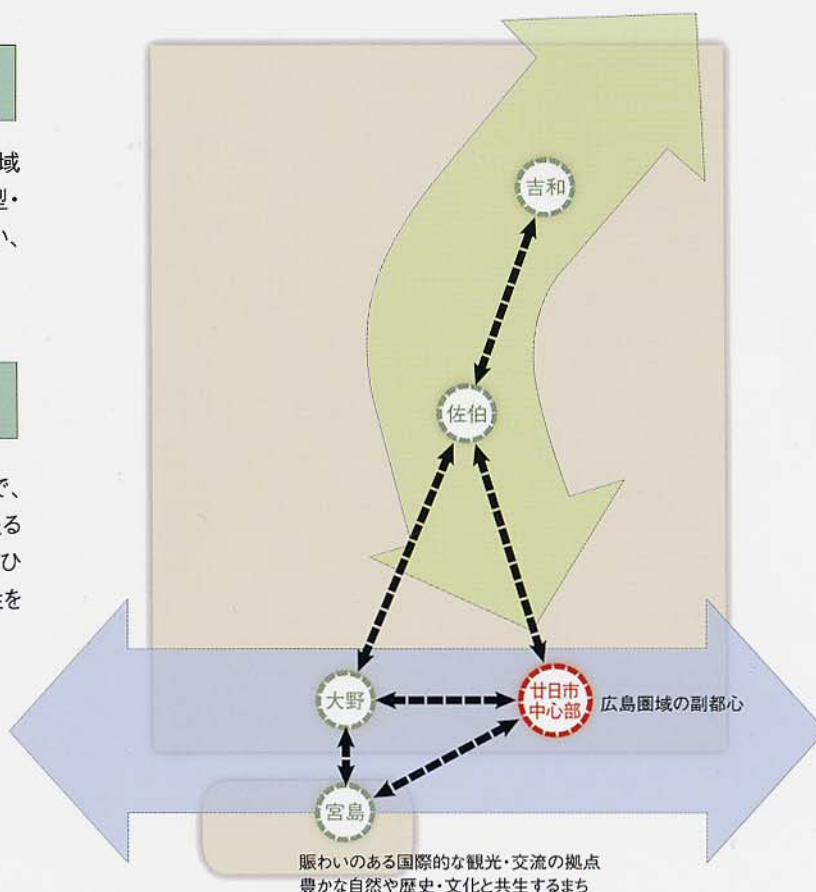
宮島町地域の位置づけと役割

「賑わいのある国際的な観光・交流の拠点」

広島圏域の観光施設と連携し、廿日市市の広域的な拠点機能の一部を分担するとともに、周遊型・滞在型観光ネットワークの拠点としての役割を担い、広域交流を先導する地域とします。

「豊かな自然や歴史・文化と共生するまち」

廿日市市における暮らしの多様な選択性の中で、安心と安全のもと、快適で豊かな住民生活を送ることのできる魅力ある暮らしを創造し、住民一人ひとりが生き生きとゆとりある生活を楽しみ、創造性を高めることのできる地域とします。



2 まちづくりの基本方針

「賑わいのある国際的な観光・交流の拠点」、「豊かな自然や歴史・文化と共生するまち」としての宮島町地域の位置づけを踏まえ、宮島町地域のまちづくりの基本方針として、次の4つを掲げます。

国内外と交流する
まちづくり



美しい自然と豊かな歴史・文化的資源を生かし、多くの人が訪れ、賑わいのある国際的な観光地「宮島」の創造を図ります。

このため、世界に誇る自然や歴史・文化的資源を生かし、国内外との多彩な交流・連携を積極的に推進していくとともに、新たな魅力の創出や快適な観光基盤の整備を進め、国内外と交流するまちづくりを推進します。

世界遺産と共生する
まちづくり



美しい自然と豊かな歴史・文化の息づく宮島の特性を引き継ぎながら、将来を見据えた古くて新しい「宮島」の創造を図ります。

このため、自然環境の保全・活用を図り、歴史・文化的資源の継承や、新たな文化の創造と発信を図るとともに、魅力ある歴史的まち並み環境や人と自然にやさしい交通体系の整備、観光と連携した産業の活性化を進め、世界遺産と共生するまちづくりを推進します。

快適で安心して暮らせる
まちづくり



すべての住民が生き生きと健康で、安心して快適に暮らせる環境を確保し、質の高い住民生活の創造を図ります。

このため、少子・高齢化に対応し、住民の生涯にわたる健康づくりの推進や保健・医療・福祉サービスの充実、子育て支援の強化を図るとともに、自然災害や交通事故、犯罪などから住民の安全を確保し、自然や歴史・文化と調和した居住環境の整備を進め、快適で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

活力と豊かさを創造する
まちづくり



住民がその個性に応じて豊かなライフスタイルを実現し、一人ひとりの人権や個性が尊重され、生き生きとゆとりある生活を送ることのできる地域社会の創造を図ります。

このため、多様な社会参画による出会いとふれあいによって住民一人ひとりが担い手となる多様性と創造性に富んだ地域社会の形成を図るとともに、いつでも、どこでも、自由に学ぶことのできる生涯学習社会の構築を進め、活力と豊かさを創造するまちづくりを推進します。

3 土地利用及びゾーン別整備の方針

(1) 土地利用の方針

天然記念物「瀨山原始林」や世界遺産「厳島神社」などの優れた自然や歴史・文化的資源を人類共通の財産として保全し、次代に継承するとともに、自然とのふれあいの場、観光・交流や豊かな生活環境創出の資源として、これらの適切かつ有効な活用を図ります。

土地の有効利用

限られた土地資源と土地の持つ潜在力を有効に活用し、快適で利便性の高い定住の場や交流の場としていくよう、適切な土地利用の転換や公共用地の確保など、秩序ある合理的な土地利用を推進します。

自然や歴史・文化的資源の保全と活用

安全で潤いのある生活環境の確保

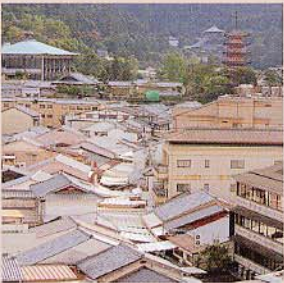
豊かな自然や歴史・文化的資源と調和した潤いのある生活環境を創出し、定住の場としての魅力を高めていくよう、がけ崩れや浸水などの自然災害に対し、地域特性に応じた対策や、防災性の向上など災害に強いまちづくりを推進するとともに、まち並みの保全や美しい景観づくりなど、地域の特性を生かした個性ある環境づくりを進めます。

(2) ゾーン別整備の方針

宮島町地域について、土地利用の状況や歴史・文化的資源の分布、市街地の状況などを踏まえ、地域を3つのゾーンに区分し、それぞれのゾーンの特性に応じた整備を図ります。

■ゾーン区分図

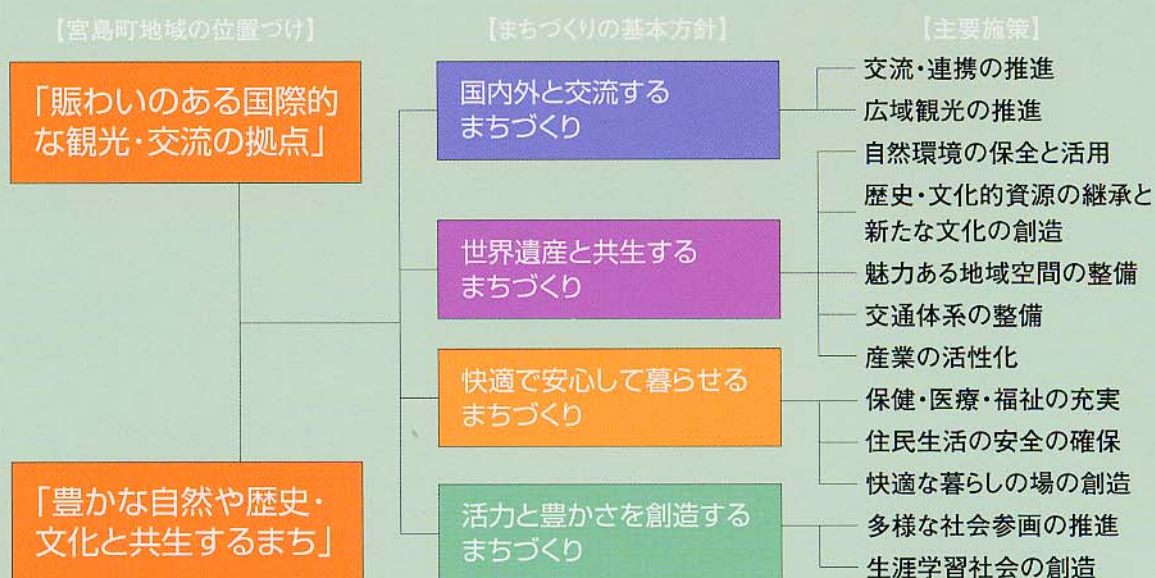


市街地ゾーン 	位置づけ	宮島栈橋を中心として、伝統的な市街地と新たに形成された住宅地などから構成され、歴史・文化ゾーンへ誘導する役割とともに、居住の場、産業活動の場としての性格を併せ持つゾーンです。 歴史的環境と調和した潤いのある空間やまち並みの形成、生活環境の整備及び産業活動の活性化を推進し、定住と交流を支えるゾーンとします。
歴史・文化ゾーン 	位置づけ	厳島神社・大鳥居などの歴史的建造物や社寺仏閣、歴史的まち並み、紅葉谷公園など、世界遺産の島、宮島を代表するゾーンです。 貴重で価値ある歴史的建造物の維持・保存や自然環境の保全を図り、次代に引き継いでいくとともに、これらを生かしたより魅力的な空間形成を進め、国内外から訪れる多くの人々に感動を与えるゾーンとします。
自然ゾーン 	位置づけ	弥山原始林に代表される自然林や海岸線の大部分を占める自然海岸など、宮島の自然と景観を特徴づけるゾーンです。 海と緑の優れた自然環境を維持・保全するとともに、海や自然とのふれあいの場として多様に活用し、地域の新たな魅力を創出するゾーンとします。
	整備方針	● 案内板や標識、ベンチなどのデザインの統一、適正な配置、樹林地の保全、周辺と調和した建築物の誘導やバリアフリー化などによる宮島の玄関にふさわしい周辺環境の形成や交通拠点としての利便性と快適性の確保 ● 統一感のある景観形成の推進、快適な歩行者空間の整備やゆとりある公共空間の整備による宮島の参道にふさわしい変化に富んだ魅力ある商店街の形成 ● 落ち着いたたたずまいを生かした歴史的まち並みの形成や安全で快適な生活環境の整備 ● 自然と調和したゆとりある住宅地の形成、水産業の振興や船舶の安全に配慮した港湾施設の整備



Ⅱ 主要施策

まちづくりの基本方針に基づいた、主要施策は次のとおりです。



1 国内外と交流するまちづくり

(1) 交流・連携の推進

優れた自然、歴史・文化的環境を生かし、自然を体験する場、魅力ある文化・芸術活動の場として、多様な交流と連携を推進し、広域的な観光・交流拠点としての機能強化を図ります。

主な事業

- 世界遺産都市ネットワークの形成
- 文化イベント、シンポジウム等の開催・誘致
- ビジターセンターの誘致

- インターネット、インフォメーション機能の充実
- 観光パンフレットの整備、統合
- 観光ガイド・ボランティアの育成

(2) 広域観光の推進

国際的な観光地として広域観光を推進するため、観光振興基本計画を策定し、貴重な自然や歴史・文化的資源を生かした観光の振興を図ります。

主な事業

- 観光振興基本計画の策定及び推進
- 観光ガイド・ボランティアの育成（再掲）
- 休憩・便益施設、ビューポイントの整備
- 水族館のリニューアル

- 包ヶ浦自然公園施設のリニューアル
- 宮島公園保全・利用促進計画に基づく事業推進
- 栈橋上屋のリニューアル
- インフォメーション機能の充実

Ⅱ 主要施策

① 国内外と交流するまちづくり ② 世界遺産と共生するまちづくり

2 世界遺産と共生するまちづくり

(1) 自然環境の保全と活用

天然記念物「瀬山原始林」や白砂青松に代表される海岸線など、豊かな自然環境を守り伝えていくとともに、これらを活用した宮島らしい魅力づくりを推進します。

主な事業

- 伐倒駆除・薬剤の樹幹注入等松枯れ防止対策（県事業）
- 宮島公園保全・利用促進計画に基づく事業推進（再掲）
- 歩道の再整備（県事業）
- 包ヶ浦自然公園施設のリニューアル（再掲）
- 包ヶ浦自然公園や水族館をフィールドとした各種自然観察・体験学習及び環境学習の実施
- ボランティア団体との連携強化

(2) 歴史・文化的資源の継承と新たな文化の創造

厳島神社をはじめとする数多くの国宝・重要文化財など歴史的・文化的に貴重な資源を人類共通の財産として保護・継承に努めるとともに、これらと融合した地域の新たな文化の創造を図ります。

主な事業

- 歴史民俗資料館のリニューアル
- 重要伝統的建造物群保存地区の選定、まち並みの整備

(3) 魅力ある地域空間の整備

自然環境や歴史・文化的資源を生かし、これらとの調和を図りながら、限られた土地資源を有効に活用し、宮島の魅力を引き出す地域空間の整備を推進します。

主な事業

- 重要伝統的建造物群保存地区の選定、まち並みの整備（再掲）
- 景観計画の策定
- サイン・照明・街路に関する環境デザイン基本計画の策定
- サイン施設の整備
- 交流広場の整備
- テレビ共同受信施設の改修整備

(4) 交通体系の整備

島しょ部としての特性を踏まえ、快適性・安全性に配慮した交通基盤の整備を推進し、陸海の連携のとれた交通体系の構築を図ります。

主な事業

- 栈橋上屋のリニューアル（再掲）
- インフォメーション機能の充実（再掲）
- 歩行者の安全確保（(主)厳島公園線）（県事業）

(5) 産業の活性化

特色ある産業基盤の蓄積を踏まえ、観光と連携した産業の再生と宮島のブランド力を生かした産業の活性化を推進します。

主な事業

- 巻上げ施設の改修、作業ヤードの整備
- 既存防波堤の整備（杉之浦地区）（県事業）

Ⅱ 主要施策

③ 快適で安心して暮らせるまちづくり ④ 活力と豊かさを創造するまちづくり

3 快適で安心して暮らせるまちづくり

(1) 保健・医療・福祉の充実

すべての住民が、生涯にわたって健やかで安心した生活を送ることができる心豊かな地域社会の形成を図ります。

主な事業

- 健康教育の充実、運動実践講座等生活習慣病の発生予防
- 保健センター機能の整備
- 消防兼救急艇の建造、係留施設の改修
- 社会福祉協議会、民生・児童委員の活動支援
- 高齢者等の生活支援、介護予防・生きがい活動支援、家族介護支援など
- 子育てに関する相談・助言・情報提供、乳幼児医療費の助成など

(2) 住民生活の安全の確保

島しょ部としての特性や地形条件、市街地の状況などを踏まえ、災害に強いまちづくりを進めるとともに、災害時における対策の強化を図ります。

主な事業

- 雨水排水施設の整備
- 護岸の改良（網之浦地区）
- 護岸の改良（杉之浦地区）（県事業）
- 崩壊防止工事の実施（浜之町地区）（県事業）
- 公共施設の耐震診断及び耐震改修
- 消防兼救急艇の建造、係留施設の改修（再掲）

(3) 快適な暮らしの場の創造

豊かな自然や歴史・文化的資源に囲まれた宮島らしいたたずまいを生かしながら、快適な暮らしの場の創造を図ります。

主な事業

- 交流広場の整備（再掲）
- 水道施設の改修
- 下水道処理施設等の設備改修
- 雨水排水施設の整備（再掲）
- ごみ収集・処理体制の整備
- テレビ共同受信施設の改修整備（再掲）
- 電子市役所の構築（行政サービスのオンライン化等）

4 活力と豊かさを創造するまちづくり

(1) 多様な社会参画の推進

住民主体による多様な社会参画を推進し、住民一人ひとりが生き生きと活躍できる元気で活力に満ちた地域社会の形成を図ります。

主な事業

- 宮島庁舎の改修（地域活動等の拠点機能）
- まちづくり活動の支援、団体の育成

(2) 生涯学習社会の創造

ともに学び、語らい、楽しむことを通じてより豊かな人間性を培い、住民一人ひとりが生きがいのある充実した生活を実感できる生涯学習社会の創造を図ります。

主な事業

- 幼・小・中の連携した教育の推進
- 英会話活動の推進
- 校舎のリニューアル
- 地域スポーツ活動の推進・支援
- 地域文化活動の推進・支援
- 歴史民俗資料館のリニューアル（再掲）
- 水族館のリニューアル（再掲）

Ⅲ 公共施設の統合整備

公共施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性や地域間のバランス、さらには財政事情等を考慮しながら、順次、統合整備を図ります。

統合整備の検討にあたっては、行財政運営の効率化、既存公共施設の有効利用・相互利用等を総合的に勘案し、住民サービスの低下を招かないよう、十分配慮します。

Ⅳ 財政計画

平成18(2006)年度から平成27(2015)年度の10年間に、合併建設計画に基づく事業などを踏まえ、財政計画の推計を行うと、歳入及び歳出の総額はそれぞれ約3,082億円です。

■歳入

(単位：百万円)

年度 項目	平成 18年度 (2006)	平成 19年度 (2007)	平成 20年度 (2008)	平成 21年度 (2009)	平成 22年度 (2010)	平成 23年度 (2011)	平成 24年度 (2012)	平成 25年度 (2013)	平成 26年度 (2014)	平成 27年度 (2015)	合 計
地 方 税	11,683	11,881	12,095	11,941	12,122	12,349	12,224	12,457	12,698	12,596	122,046
地方交付税	5,243	5,092	4,831	5,053	5,108	5,051	5,262	5,226	4,986	4,722	50,574
国・県支出金	4,004	3,865	3,878	3,829	3,727	4,007	3,915	2,618	2,698	2,807	35,348
地 方 債	4,821	5,340	4,365	5,091	5,080	3,740	3,552	2,427	3,014	2,188	39,618
そ の 他	5,875	5,666	6,742	6,802	6,560	6,262	6,392	5,328	5,444	5,504	60,575
歳 入 合 計	31,626	31,844	31,911	32,716	32,597	31,409	31,345	28,056	28,840	27,817	308,161

■歳出

(単位：百万円)

年度 項目	平成 18年度 (2006)	平成 19年度 (2007)	平成 20年度 (2008)	平成 21年度 (2009)	平成 22年度 (2010)	平成 23年度 (2011)	平成 24年度 (2012)	平成 25年度 (2013)	平成 26年度 (2014)	平成 27年度 (2015)	合 計
人 件 費	7,045	7,018	7,502	7,462	7,369	7,290	7,166	7,097	7,036	6,970	71,955
扶 助 費	2,978	2,978	2,978	2,978	2,978	2,978	2,978	2,978	2,978	2,978	29,780
公 債 費	4,767	4,983	5,195	5,352	5,553	5,620	5,851	6,035	6,085	5,581	55,022
物 件 費	4,155	4,155	4,155	4,155	4,155	4,155	4,155	4,155	4,155	4,155	41,550
投資的経費	6,641	6,612	5,836	5,011	5,342	4,984	4,906	1,198	2,049	1,257	43,836
そ の 他	6,040	6,098	6,245	7,758	7,200	6,382	6,289	6,593	6,537	6,876	66,018
歳 出 合 計	31,626	31,844	31,911	32,716	32,597	31,409	31,345	28,056	28,840	27,817	308,161

地 方 税：市町村が課税する市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、入湯税及び都市計画税など

地方交付税：国税(所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税)から、国が地方公共団体に対して交付する税

地 方 債：臨時的に多額の経費を伴う事業を行うときの財源を調達するため借り入れる資金で、対象となる事業は地方財政法等で制限されている

人 件 費：議員報酬、特別職の給与、職員給与、退職金等

扶 助 費：社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、老人、心身障害者の生活維持を図る目的で支出される経費

公 債 費：地方債の元利償還金、一時借入金利子の支払いに要する経費

物 件 費：需用費、役務費、委託料等

投資的経費：普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費を加えた経費

廿日市市・宮島町合併建設計画 概要版
平成17(2005)年2月

編集・発行／廿日市市・宮島町合併協議会
